

大阪府温暖化の防止等に関する条例及び施行規則

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第 1 条—第 6 条）</p> <p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化（第 7 条—第 14 条）</p> <p>第三章 建築物の環境配慮（第 15 条—第 28 条）</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（第 29 条—第 32 条）</p> <p>第五章 エネルギーを効率的に利用する発電設備（第 33 条・第 34 条）</p> <p>第六章 温暖化の防止に関する啓発等（第 35 条—第 37 条）</p> <p>第七章 雑則（第 38 条—第 42 条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、大阪府環境基本条例（平成 6 年大阪府条例第 5 号）の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象（以下「温暖化」という。）の防止等に関し、府、事業者、建築主等及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進並びにエネルギーを効率的に利用する発電設備について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地球温暖化をいう。</p> <p>二 ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面を被覆するものの変化等により、地域的に地表及び大気の色度が追加的に上昇する現象をいう。</p> <p>三 温室効果ガス 地球温暖化対策法第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。</p> <p>四 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策法第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化（第 3 条—第 18 条）</p> <p>第三章 建築物の環境配慮（第 19 条—第 35 条）</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（第 36 条—第 39 条）</p> <p>第五章 エネルギーを効率的に利用する発電設備（第 40 条—第 44 条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。</p> <p>2 この規則において「年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>2 条第 4 項に規定する温室効果ガスの排出をいう。</p> <p>五 人工排熱 人の活動に伴って発生する熱を大気中に排出し、放出し又は漏出させることをいう。</p> <p>六 電気の需要の平準化 電気の需要が増大する季節又は時間帯における電気の需要を抑制することにより、その変動を縮小させることをいう。</p> <p>七 エネルギー エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。</p> <p>八 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。</p> <p>九 建築主 建築基準法第 2 条第 16 号に規定する建築主をいう。</p> <p>十 建築主等 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 2 条第 4 号に規定する建築主等をいう。</p> <p>十一 建築物の環境配慮 建築主等が建築物の新築、増築若しくは改築（以下「新築等」という。）又は維持保全を行う場合における環境への負荷を低減することその他の建築物に関する環境への配慮をいう。</p> <p>（府の責務）</p> <p>第 3 条 府は、温暖化の防止等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 府は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。</p> <p>3 府は、自らの事務及び事業について、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びにエネルギーの使用の抑制のために必要な措置を講ずるとともに、府が所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 府は、事業者及び府民による温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する取組並びに建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、第 1 項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する調査に協力する責務を有する。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(建築主等の責務)</p> <p>第 5 条 建築主は、その建築等（新築等、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（建築物省エネルギー法第 2 条第 2 号に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物の環境配慮のために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する調査に協力する責務を有する。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、建築主等は、府が実施する建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>(府民の責務)</p> <p>第 6 条 府民は、日常生活において、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した機器等の購入その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、府民は、府が行う温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化</p>	<p>第二章 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>(温暖化対策指針の策定)</p> <p>第 7 条 知事は、事業者がその事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を行うために必要な事項についての指針（以下「温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p> <p>3 知事は、温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>(事業者の温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化義務)</p> <p>第 8 条 事業者は、温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の措置を講ずるに当たっては、環境マネジメントシステム(事業者自らが環境の保全に関する計画を策定し、これを達成するための取組を実施し、その実施状況を点検し、及び評価し、並びに当該計画を見直すことにより、継続的に環境への負荷の低減を図る仕組みをいう。)その他の環境の保全に資する制度を導入することにより、行うよう努めなければならない。</p> <p>(対策計画書の作成等)</p> <p>第 9 条 エネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ごとに、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所(規則で定めるものに限る。第 13 条第 2 項において同じ。)の名称及び所在地</p> <p>三 事業の概要</p> <p>四 事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策</p> <p>五 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第 3 条 条例第 9 条第 1 項のエネルギーの使用量が相当程度多い者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 府の区域内に事業所を設置している者のうち、その府の区域内に設置している全ての事業所における前年度において使用した燃料の量並びに同年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和 54 年通商産業省令第 74 号)第 4 条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)の合計量が 1500 キロリットル以上であるもの(次号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 連鎖化事業(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)第 18 条第 1 項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)のうち、当該連鎖化事業者が府の区域内に設置している全ての事業所及び当該加盟者(同項に</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
	<p>規定する加盟者をいう。) が府の区域内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計量が 1500 キロリットル以上であるもの</p> <p>三 4 月 1 日現在において、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成 4 年政令第 365 号) 第 4 条各号に掲げる自動車(府内に使用の本拠の位置を有するものに限る。以下「特定自動車」という。)を 100 台以上使用する事業者(ロに掲げる者を除く。)</p> <p>ロ 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を主たる事業として営む者であつて、特定自動車を 250 台以上使用するもの</p> <p>(対策計画書の作成等)</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、対策計画書(様式第 1 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の対策計画書は、条例第 7 条第 1 項に規定する温暖化対策指針に基づき、条例第 9 条第 1 項の規定による届出の日の属する年度を初年度とする 3 年度の期間(以下「計画期間」という。)の計画について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、前条各号に掲げる者に該当することとなった年度(条例第 9 条第 1 項又は第 10 条第 2 項の規定による届出をしている場合にあつては、当該届出に係る計画期間の最終年度の翌年度)の 9 月末日までに行わなければならない。</p> <p>(対策計画書の届出に係る期間)</p> <p>第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める期間は、3 年とする。</p> <p>(対策計画書の記載事項)</p> <p>第 6 条 条例第 9 条第 1 項第 2 号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。ただし、第 3 条第 3 号のみに該当する者が設置している事業所にあつては、当該事業所の建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 第 2 条第 4 号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。)が 300 平方メートル以上の事業所とする。</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>2 知事は、前項の規定による対策計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>3 特定事業者は、第 1 項の規定により届け出た対策計画書に従い、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策を講ずるものとする。</p> <p>(対策計画書の変更の届出) 第 10 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、同項第 1 号に掲げる事項のうち、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第 1 項の規定による届出をした者は、同項第 3 号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した変更対策計画書を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更については、この限りでない。</p> <p>3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p>	<p>第 7 条 条例第 9 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、計画期間とする。</p> <p>(対策計画書の公表) 第 8 条 条例第 9 条第 2 項（条例第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる事項並びに前条に規定する事項について、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 図書の縦覧 二 インターネットの利用</p> <p>(対策計画書の変更の届出) 第 9 条 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、同項に規定する事項を変更した日から 30 日以内に、氏名等変更届出書（様式第 2 号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第 10 条第 1 項の規定による届出は、計画期間内に生じた同項の変更について行わなければならない。</p> <p>第 10 条 条例第 10 条第 2 項の規定による届出は、変更対策計画書（様式第 3 号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 第 4 条第 2 項の規定は、条例第 10 条第 2 項の規定による届出について準用する。</p> <p>第 11 条 条例第 10 条第 2 項の規則で定める時期は、条例第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を変更しようとする日の前日とする。</p> <p>(届出を要しない変更) 第 12 条 条例第 10 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 事業の変更により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が 10 パーセントを超えない場合における当該変更 二 計画期間内において、事業の変更により第 3 条第 1 号若しくは第 2 号に規定する原油換算エネルギー使用量の数値又は同条第 3 号イ若しくはロに規定する特定自動車の台数に満たないこととなった場合で、計画期間の末日までその状態が継続すると知事が認めるときにおける当該変更</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>(実績報告書の届出)</p> <p>第 11 条 特定事業者は、規則で定めるところにより、対策計画書又は変更対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果を記載した実績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(対策計画書等の評価)</p> <p>第 12 条 知事は、規則で定めるところにより、第 9 条第 1 項の規定による届出のあった対策計画書若しくは第 10 条第 2 項の規定による届出のあった変更対策計画書又は前条第 1 項の規定による届出のあった実績報告書に記載された第 9 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項又は温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果について、温暖化対策指針に定める基準に基づき、それぞれ評価を行</p>	<p>(実績報告書の届出等)</p> <p>第 13 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、実績報告書(様式第 4 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の実績報告書は、条例第 7 条第 1 項に規定する温暖化対策指針に基づき、前年度の条例第 11 条第 1 項に規定する対策の結果について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、毎年 8 月末日までに行わなければならない。</p> <p>4 条例第 10 条第 2 項の規定による変更対策計画書の届出をした者は、当該届出をした日の属する年度に係る条例第 11 条第 1 項の規定による届出をすることを要しない。</p> <p>5 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、計画期間内に行った同項に規定する対策の結果について行わなければならない。</p> <p>(実績報告書を届け出る期間)</p> <p>第 14 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定める年度は、条例第 9 条第 1 項又は第 10 条第 2 項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度から計画期間の終了する年度の翌年度までの各年度とする。</p> <p>(実績報告書の公表)</p> <p>第 15 条 条例第 11 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 条例第 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項</p> <p>二 事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策の実施状況</p> <p>三 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標の達成状況</p> <p>(対策計画書等の評価の時期)</p> <p>第 16 条 条例第 12 条第 1 項の評価は、計画期間の最終年度の翌年度において条例第 11 条第 1 項の規定による届出があった後、行うものとする。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の評価を行ったときは、その結果を特定事業者へ通知するとともに、規則で定めるところにより、当該評価の結果が優良な者について公表するものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 13 条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第 14 条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。</p> <p>2 知事は、第 8 条から前条まで及び前項の規定の実施に必要な限度において、その職員に、特定事業者の事業所に立ち入り、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策の実施状況若しくは施設、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>	<p>(対策計画書等の評価の公表)</p> <p>第 17 条 条例第 12 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 条例第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる事項</p> <p>二 条例第 12 条第 1 項の評価の結果</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第 18 条 条例第 14 条第 3 項の証明書は、身分証明書(様式第 5 号)とする。</p>
<p>第三章 建築物の環境配慮</p> <p>(建築物環境配慮指針の策定)</p> <p>第 15 条 知事は、次に掲げる事項について、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>一 エネルギーの使用の抑制に関する事項</p> <p>二 資源及び資材の適正な利用に関する事項</p> <p>三 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項</p> <p>四 室内環境の向上に関する事項</p> <p>五 建築物の長期間の使用の促進に関する事項</p> <p>六 周辺地域の環境の保全に関する事項</p> <p>七 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項</p>	<p>第三章 建築物の環境配慮</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>2 建築物環境配慮指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p> <p>3 知事は、建築物環境配慮指針を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>(建築主等の環境配慮義務)</p> <p>第 16 条 建築主は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、当該特定建築物に太陽光を電気に変換する設備その他のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源を利用する規則で定める設備の導入についての検討を行わなければならない。</p> <p>3 建築物（新築等に係る部分に規則で定める非住宅部分（建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）の新築等をしようとする者は、当該建築物（非住宅部分に限る。）又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める非住宅部分を有する建築物の部分（非住宅部分に限る。）を建築物とみなしたものが建築物省エネルギー法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。</p> <p>4 建築物（新築等に係る部分に規則で定める住宅</p>	<p>(特定建築物の規模等)</p> <p>第 19 条 条例第 16 条第 2 項の規則で定める規模は、延べ面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積（建築基準法施行令第 2 条第 3 号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計）が 2000 平方メートルであるものとする。</p> <p>2 条例第 16 条第 2 項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 太陽光を電気に変換する設備 二 風力を発電に利用する設備 三 水力を発電に利用する設備 四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備 五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備 六 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用する設備 <p>3 条例第 16 条第 3 項の規則で定める非住宅部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令/国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 号に規定する工場等をいう。）の用途に供する建築物の部分を除く。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 20 分の 1 以上であるものの床面積を除く。以下この条及び第 24 条において同じ。）の合計が 2000 平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。</p> <p>4 条例第 16 条第 4 項及び第 5 項の規則で定める</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>部分(建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)を有するものに限る。)の新築等をしようとする者は、当該建築物(住宅部分に限る。)又は増築若しくは改築に係る当該規則で定める住宅部分を有する建築物の部分(住宅部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネルギー法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合するよう、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置を講じなければならない。</p> <p>5 建築物(特定増改築(建築物省エネルギー法附則第 3 条第 1 項に規定する特定増改築をいう。以下同じ。)に係る部分に規則で定める非住宅部分を有するもの又は新築等に係る部分に規則で定める住宅部分を有するものに限る。)の新築等をしようとする者は、当該建築物又はその部分(当該規則で定める非住宅部分又は住宅部分を有する部分に限る。)を建築物とみなしたものが建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう、建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置を講じなければならない。</p> <p>6 前 3 項の規定は、居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして規則で定める用途に供する建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>7 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たって、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮のために講じようとする措置を評価しなければならない。</p> <p>(建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第 17 条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物の環境配慮のための措置に係る計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、当該特定建築物の新築等の工事に着手する前の時期で規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定建築物の名称及び所在地</p> <p>三 特定建築物の概要</p> <p>四 建築物の環境配慮のために講じようとする措置</p> <p>五 前条第 7 項の規定による評価の結果</p>	<p>住宅部分は、建築物の高さが 60 メートルを超え、かつ、住宅部分(建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が 10000 平方メートル以上の建築物の住宅部分とする。</p> <p>5 条例第 16 条第 5 項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が 2000 平方メートル以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。</p> <p>6 条例第 16 条第 6 項の規則で定める用途は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。)第 7 条第 1 項各号に掲げる用途とする。</p> <p>(建築物環境計画書の届出)</p> <p>第 20 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、建築物環境計画書(様式第 6 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>第 21 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、同項の工事に着手する日の 21 日前までに行わなければならない。</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の規定による建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>3 特定建築主は、第 1 項の規定により届け出た建築物環境計画書に従い、建築物の環境配慮のための措置を講ずるものとする。</p> <p>(建築物環境計画書の変更の届出)</p> <p>第 18 条 前条第 1 項の規定による届出をした者（特定建築物が譲り渡された場合にあっては、譲り受けた者。次項において同じ。）は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第 1 項の規定による届出をした者は、同項の工事が完了するまでに当該届出に係る同項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定による届出について準用する。</p> <p>(工事の取りやめの届出)</p> <p>第 19 条 特定建築主は、第 17 条第 1 項の工事を取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(建築物環境計画書の公表)</p> <p>第 22 条 条例第 17 条第 2 項（条例第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、条例第 17 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(建築物環境計画書の変更の届出)</p> <p>第 23 条 条例第 18 条第 1 項の規定による届出は、変更をした日から 30 日以内に、建築物環境計画書変更届出書（様式第 7 号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、変更に係る工事に着手する日の 15 日前までに、建築物環境計画書変更届出書（様式第 7 号）を提出して行わなければならない。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第 24 条 条例第 18 条第 2 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 条例第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの（第 19 条第 3 項に規定する非住宅部分若しくは同条第 5 項に規定する増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が 2000 平方メートル以上になる変更又は同条第 4 項に規定する建築物の高さが 60 メートルを超え、かつ、住宅部分の床面積の合計が 10000 平方メートル以上になる変更を除く。）</p> <p>二 条例第 17 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更で、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合又は環境への配慮のための措置の内容を変更する場合において、その変更により同項第 5 号の評価結果に変更がないもの</p> <p>(工事の取りやめの届出)</p> <p>第 25 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、工事を取りやめた日以後速やかに、建築物工事取りやめ届出書（様式第 8 号）を提出して行わなければならない。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(工事完了の届出) 第 20 条 特定建築主は、第 17 条第 1 項の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示) 第 21 条 特定建築主は、第 17 条第 1 項の工事の現場の見やすい場所に、同項第 5 号の評価の結果の要旨を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)を表示しなければならない。 2 特定建築主(特定建築物が譲り渡された場合にあっては、譲り受けた者)(特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあっては、管理者)(以下「特定建築主等」という。)は、特定建築物(第 17 条第 1 項第 4 号に規定する措置の評価をした建築物の部分に限る。第 25 条において同じ。)の販売又は賃貸について、第 17 条第 1 項の工事の完了後 3 年間規則で定める方法により広告をするとき(特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をする者(以下「販売等受託者」という。))が広告をするときを含む。)は、当該広告に建築物環境性能表示を表示しなければならない。</p> <p>(建築物環境性能表示基準の策定) 第 22 条 知事は、建築物環境性能表示について、その様式及び表示の方法に関する基準(以下「建築物環境性能表示基準」という。)を定めるものとする。 2 知事は、建築物環境性能表示基準を定め、又は改定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>(表示の届出)</p>	<p>(工事の取りやめの届出の公表) 第 26 条 条例第 19 条第 2 項の規定による公表は、条例第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに同項の工事を取りやめた旨について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(工事完了の届出) 第 27 条 条例第 20 条第 1 項の規定による届出は、条例第 17 条第 1 項の工事が完了した日から 15 日以内に、建築物工事完了届出書(様式第 9 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(工事完了の届出の公表) 第 28 条 条例第 20 条第 2 項において準用する条例第 19 条第 2 項の規定による公表は、条例第 17 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項及び同項の工事が完了した日について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示を要する広告の方法) 第 29 条 条例第 21 条第 2 項の規則で定める方法は、特定建築物の販売価格又は賃料及び間取りが表示されている広告(その表示面積が 623.7 平方センチメートルを超えるものに限る。)を新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する方法とする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の届出)</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>第 23 条 特定建築主等は、第 21 条第 2 項の広告に建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(表示の変更の届出)</p> <p>第 24 条 前条第 1 項の規定による届出をした者(特定建築物が譲り渡された場合にあつては、譲り受けた者)(特定建築主又は譲り受けた者と当該特定建築物の管理者が異なる場合にあつては、管理者)は、前条第 1 項の規定による届出に係る建築物環境性能表示の記載事項の変更をした場合において、当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したとき(販売等受託者が当該変更後の建築物環境性能表示を最初に表示したときを含む。)は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p> <p>(建築物の環境配慮に係る措置の評価の結果の説明)</p> <p>第 25 条 特定建築主等(販売等受託者を含む。)は、当該特定建築主等に係る特定建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、第 17 条第 1 項第 5 号の評価の結果の内容を説明するよう努めなければならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第 26 条 知事は、特定建築主等が建築物の環境配</p>	<p>第 30 条 条例第 23 条第 1 項の規定による届出は、特定建築主等(販売等受託者を含む。以下同じ。)が条例第 21 条第 2 項の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から 15 日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第 10 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の建築物環境性能表示届出書には、特定建築主等が建築物環境性能表示を最初に表示した同項の広告又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の届出の公表)</p> <p>第 31 条 条例第 23 条第 2 項の規定による公表は、条例第 17 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに条例第 21 条第 2 項の広告に建築物環境性能表示を表示した旨について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の変更の届出)</p> <p>第 32 条 第 30 条の規定は、条例第 24 条第 1 項の規定による届出について準用する。この場合において、第 30 条中「建築物環境性能表示を」とあるのは「変更後の建築物環境性能表示を」と、同条第 1 項中「建築物環境性能表示届出書(様式第 10 号)」とあるのは「建築物環境性能表示変更届出書(第 11 号)」と読み替えるものとする。</p> <p>(建築物環境性能表示の表示の変更の届出の公表)</p> <p>第 33 条 第 31 条の規定は、条例第 24 条第 2 項において準用する条例第 23 条第 2 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 31 条中「建築物環境性能表示」とあるのは、「変更後の建築物環境性能表示」と読み替えるものとする。</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>慮を図るために必要があると認めるときは、当該特定建築主等に対し、建築物環境計画書又は建築物環境性能表示の内容について、指導又は助言を行うことができる。</p> <p>(市町村の条例との調整) 第 27 条 建築物の環境配慮に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第 16 条から第 21 条まで、第 23 条から前条まで及び第 38 条から第 40 条までの規定は、適用しない。</p> <p>(適用除外) 第 28 条 この章の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 一 法令、大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）又は市町村の文化財保護に関する条例その他の規程の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられている建築物であって規則で定めるもの 二 仮設の建築物であって規則で定めるもの</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進</p> <p>(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の提供) 第 29 条 府の区域内にエネルギーを供給する事業者(電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者及び同項第 9 号に規定する一般送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。))並びにガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者及び同条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者に限る。以下「エネルギー供給事業者」という。)は、エネルギーの使用の抑制、電気のエネルギー源としての再生可能エネルギー源(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 2 条第 4 項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)の利用及び電気の需要の平準化に係る情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(電気需給対策計画書の作成等) 第 30 条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した電気の需給についての対策に関する計画書(以下「電気需給</p>	<p>(条例と同等以上の効果が得られる市町村条例を有するものとして指定する市) 第 34 条 条例第 27 条の規則で定めるところにより指定する市は、大阪市とする。</p> <p>(適用除外) 第 35 条 条例第 28 条第 1 号の規則で定める建築物は、建築物省エネルギー法施行令第 7 条第 2 項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。 2 条例第 28 条第 2 号の規則で定める仮設の建築物は、建築物省エネルギー法施行令第 7 条第 3 項各号に掲げる建築物とする。</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進</p> <p>(電気需給対策計画書の作成等) 第 36 条 条例第 30 条第 1 項の規定による届出は、電気需給対策計画書(様式第 12 号)を提出して行わなければならない。</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>対策計画書」という。)を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして知事が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 電気事業の概要</p> <p>三 府の区域内に係る電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策についての計画</p> <p>四 府の区域内に係る電気の需要の予測及び供給能力の状況</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の規定による電気需給対策計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(電気需給対策報告書の届出)</p> <p>第 31 条 小売電気事業者等は、規則で定めるところにより、電気需給対策計画書に基づいて行った電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策並びに電気の需給の実績を記載した報告書(以下「電気需給対策報告書」という。)を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。ただし、前条第 1 項ただし書の場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による電気需給対策報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。</p> <p>(エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換</p>	<p>2 前項の電気需給対策計画書は、毎年、7 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間の計画について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第 30 条第 1 項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。</p> <p>一 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間の計画 6 月末日</p> <p>二 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間の計画 11 月末日</p> <p>4 知事は、府の区域内に係る電気の需給の見通しに照らして必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の期間及び前項の届出の時期を臨時に変更することがある。</p> <p>(電気需給対策計画書の公表)</p> <p>第 37 条 条例第 30 条第 2 項の規定による公表は、同条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(電気需給対策報告書の届出等)</p> <p>第 38 条 条例第 31 条第 1 項の規定による届出は、電気需給対策報告書(様式第 13 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の電気需給対策報告書は、第 36 条第 2 項に規定する期間ごとに作成しなければならない。</p> <p>3 条例第 31 条第 1 項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。</p> <p>一 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間の報告 10 月末日</p> <p>二 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間の報告 翌年 4 月末日</p> <p>4 第 36 条第 4 項の規定は、第 2 項の期間及び前項の届出の時期について準用する。</p> <p>(電気需給対策報告書の公表)</p> <p>第 39 条 条例第 31 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 条例第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項</p> <p>二 電気の需要の平準化及び供給の確保のための対策の実施状況</p> <p>三 電気の需給の実績</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>の促進)</p> <p>第 32 条 府は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者相互間の第 29 条の情報、第 30 条第 1 項及び前条第 1 項の規定による届出の内容その他電気の需給に関する情報及び意見の交換が促進されるための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第五章 エネルギーを効率的に利用する発電設備</p> <p>(発電設備計画書の作成等)</p> <p>第 33 条 火力を電気に変換する設備のうちエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであって規則で定めるもの(以下「発電設備」という。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した発電設備の設置及び運転に関する計画書(以下「発電設備計画書」という。)を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 発電設備の所在地 三 発電設備の概要 四 エネルギーを利用する効率を高めるために発電設備において講じようとする措置 五 環境の保全のために発電設備において講じようとする措置 六 エネルギーの効率的な利用の状況及び発電設備の運転が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査(以下「事後調査」という。)の方法 七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 	<p>第五章 エネルギーを効率的に利用する発電設備</p> <p>(エネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低い発電設備)</p> <p>第 40 条 条例第 33 条第 1 項のエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであって規則で定めるものは、窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン(専ら都市ガス(ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)附則第 12 条第 1 項の規定により同法第 5 条の規定による改正後のガス事業法第 3 条の登録を受けたものとみなされる者を含む。)により供給されるガスをいう。)又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。)により火力を電気に変換する設備又はこれと同等以上の性能を有する設備であって、出力の合計が 2 万キロワット以上であるもの(環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 2 条第 4 項に規定する対象事業に係るものを除く。)とする。</p> <p>(発電設備計画書の作成等)</p> <p>第 41 条 条例第 33 条第 1 項の規定による届出は、発電設備計画書(様式第 14 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第 33 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる行為(2 以上の行為がある場合にあつては、最初に行われるもの)が行われる日の前日までに行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条の 2 の登録の申請 二 電気事業法第 2 条の 6 第 1 項の変更登録の申請 三 電気事業法第 3 条の許可の申請 四 電気事業法第 9 条第 1 項(同法第 27 条の 12 において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出 五 電気事業法第 27 条の 4 の許可の申請

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>2 知事は、前項の規定による発電設備計画書の届出があったときは、その旨を同項第 2 号の発電設備の所在地を管轄する市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより公表するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定による届出をした者は、発電設備計画書に従い、事後調査を行わなければならない。</p> <p>(事後調査結果報告書の届出)</p> <p>第 34 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、事後調査の結果に関する報告書（以下「事後調査結果報告書」という。）を作成し、規則で定める時期までに、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による事後調査結果報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより公表するものとする。</p> <p>第六章 温暖化の防止に関する啓発等</p> <p>(教育及び学習の振興等)</p> <p>第 35 条 府は、市町村と連携して、温暖化の防止に関し、事業者、建築主等及び府民の理解を深めるため、教育及び学習の振興並びに啓発活動及び広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>六 電気事業法第 27 条の 13 第 1 項の規定による届出</p> <p>七 電気事業法第 27 条の 13 第 7 項の規定による変更の届出</p> <p>八 電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定による届出</p> <p>九 電気事業法第 47 条第 1 項の認可の申請</p> <p>十 電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出</p> <p>3 条例第 33 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、環境の保全のために発電設備を設置する敷地において講じようとする措置（条例第 33 条第 1 項第 5 号に該当するものを除く。）がある場合には、当該措置とする。</p> <p>(発電設備計画書の公表)</p> <p>第 42 条 条例第 33 条第 2 項の規定による公表は、同条第 1 項各号に掲げる事項について、第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(事後調査結果報告書の届出等)</p> <p>第 43 条 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、事後調査結果報告書（様式第 15 号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の事後調査結果報告書は、発電設備の運転を開始した日から 5 年を経過する日までの間に行った事後調査の結果について作成しなければならない。</p> <p>3 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、調査を行った日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。</p> <p>(事後調査結果報告書の公表)</p> <p>第 44 条 条例第 34 条第 2 項の規定による公表は、事後調査の結果を第 8 条各号に掲げる方法により行うものとする。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例
平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則
平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号

(調査研究)

第 36 条 府は、温室効果ガスの排出の抑制に資する技術の評価その他の温暖化の防止に関する調査研究を行うものとする。

(顕彰の実施)

第 37 条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

第七章 雑則

(報告の徴収)

第 38 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 一 第 9 条第 1 項の規定による届出をした特定事業者 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に係る措置
- 二 第 17 条第 1 項の規定による届出をした特定建築主 建築物の環境配慮に係る措置
- 三 第 30 条第 1 項の規定による届出をした小売電気事業者等 電気の需給についての対策に係る措置
- 四 第 33 条第 1 項の規定による届出をした者 発電設備の設置及び運転に係る措置

(勧告)

第 39 条 知事は、第 9 条第 1 項、第 10 条第 2 項若しくは第 11 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項若しくは第 24 条第 1 項、第 30 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項若しくは第 34 条第 1 項の規定による届出をすべき者が、正当な理由なく当該届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(勧告に従わない者の公表)

第 40 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第 41 条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、堺市の区域に係るものは、堺市が処理することとする。</p> <p>一 第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項並びに第 24 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>二 第 17 条第 2 項（第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 19 条第 2 項（第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条第 2 項（第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関する事務</p> <p>三 第 26 条の指導及び助言に関する事務</p> <p>四 第 38 条の報告及び資料の徴収に関する事務（同条第 2 号に定める措置に係るものに限る。）</p> <p>五 第 39 条の規定による勧告に関する事務（第 1 号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>六 前条第 1 項の規定による公表及び同条第 2 項の意見の聴取に関する事務（前号に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第 42 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。</p> <p>附則 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 18 年条例第 54 号）</p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 平成 18 年 4 月 1 日から同月 21 日までの間に条例第 15 条第 1 項に規定する工事に着手しようとする者に対する第 18 条の規定の適用については、同条中「同項の工事に着手する日の 21 日前までに」とあるのは、「この規則の施行の日以後、速やかに」とする。</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 23 年条例第 59 号） この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 24 年条例第 55 号） この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。 ただし、第 1 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 24 年条例第 97 号） この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 25 年条例第 49 号） この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則（平成 24 年規則第 73 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行により新たに改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 3 条第 1 号又は 2 号に掲げる者に該当することとなる者（同条第 3 号に掲げる者にも該当することとなる者を除く。）については、大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）第 9 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日から 1 年間は、適用しない。</p> <p>3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 3 条各号のいずれかに該当する者が提出するこの規則の施行の日の前日の属する年度以前の年度を初年度とする計画期間に係る対策計画書、変更対策計画書及び実績報告書については、新規則第 6 条、様式第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成 24 年規則第 111 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 平成 24 年 7 月 1 日から同月 21 日までの間に大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）第 16 条第 1 項の工事に着手しようとする者であつて、延べ面積（建築物の増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る面積に限る。以下同じ。）が 2000 平方メートル以上で、かつ、容積率の算定の基礎となる延べ面積が 5000 平方メートル以下の建築物の新築、増築又は改築をしようとする者に対する大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 19 条の規定の適用については、同条中「同項の工事に着手する日の 21 日前までに」とあるのは、「大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 24 年大阪府規則 101 号）の施行の日以後、速やかに」とする。</p> <p>附則（平成 25 年規則第 80 号） （施行期日）</p>

大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号
<p>附則（平成 26 年条例第 100 号） この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、第 1 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 27 年条例第 40 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後に対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書（同日以後に届出がされる対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。）の届出がされる場合について適用し、同日前に対策計画書若しくは変更対策計画書若しくは実績報告書の届出がされた場合又は同日以後に実績報告書（同日前に届出がされた対策計画書又は変更対策計画書に係るものに限る。）の届出がされる場合については、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成 27 年条例第 110 号） （施行期日） 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 2 条第 1 項の規定により同法第 1 条の規定による改正後の電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の登録及び同法第 3 条の許可を受けたものとみなされる者に係る改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第 28 条の規定の適用については、同条中「小売電気事業者」とあるのは「小売電気事業者（電気事</p>	<p>1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際に現に改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 3 条各号のいずれかに該当する者が提出するこの規則の施行の日の前日の属する年度以前の年度を初年度とする計画期間に係る実績報告書の公表並びに変更対策計画書及び実績報告書については、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第 15 条並びに様式第 3 号及び様式第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成 26 年規則第 8 号） 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 26 年規則第 125 号） この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成 28 年規則第 26 号） （施行期日） 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号。以下「改正法」という。)附則第 2 条第 1 項の規定により改正法第 1 条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者を含む。)」と、「同項第 9 号」とあるのは「電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号」と、「一般送配電事業者」とあるのは「一般送配電事業者(改正法附則第 2 条第 1 項の規定により新電気事業法第 3 条の許可を受けたものとみなされる者を含む。)」とする。</p> <p>附則 (平成 28 年条例第 94 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)附則第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定により同法第五条の規定による改正後のガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 3 条の登録及び同法第 35 条の許可を受けたものとみなされる者に係る改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例第 28 条の規定の適用については、同条中「ガス小売事業者」とあるのは「ガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。)附則第 12 条第 1 項の規定により改正法第 5 条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第 3 条の登録を受けたものとみなされる者を含む。)」と、「同条第 6 項」とあるのは「ガス事業法第 2 条第 6 項」と、「一般ガス導管事業者」とあるのは「一般ガス導管事業者(改正法附則第 13 条第 1 項の規定により新ガス事業法第 35 条の許可を受けたものとみなされる者を含む。)」とする。</p> <p>附則 (平成 29 年条例第 52 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第 1 条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例第 17 条第 1 項の規定による届出をした者が同条例第 2 条第 10 号に規定する新築等をしようとする建築物であって同条例第 16 条第 3 項に規定するものについては、第 1 条の規定による改正後の大</p>	<p>附則 (平成 29 年規則第 150 号) この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 (平成 29 年規則第 74 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p>

<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例 平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 100 号</p>	<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則 平成 18 年 3 月 31 日大阪府規則第 84 号</p>
<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（平成 29 年条例第 91 号） この条例は、公布の日（平成 29 年 11 月 13 日）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則（平成 29 年規則第 78 号） この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 29 年規則第 110 号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日（平成 29 年 11 月 13 日）から施行する。 （経過措置） 2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則様式第 13 号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則様式第 13 号により作成した用紙として使用することができる。</p> <p>附則（平成 30 年規則第 30 号） （施行期日） 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</p> <p>附則（平成 30 年規則第 120 号） この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。</p>